

一般社団法人 日本臨床救急医学会

## 定款施行細則 第18条の変更について

一般社団法人 日本臨床救急医学会

### 定款施行細則 (抜粋)

第18条 当法人の理事及び監事の資格は、次のとおりとする。

1. 当法人の評議員であり、かつ会費を完納していること
2. 役員の任期満了に伴う改選の年の4月1日現在で、原則満63歳未満満65歳未満であること

#### 《変更理由》

役員改選の際、監事立候補が定数に足りず、上記 定款 第18条2項に則さない形式で現監事に留任いただくことを理事会で決議した。これに対し、定款の役員資格の年齢制限について見直しを行った。

以上